

## ○取手地方広域下水道組合最低制限価格の算定方法について

取手地方広域下水道組合建設工事最低制限価格制度実施要領（以下「要領」という。）  
第4条第2項の運用について、以下により算出するものとする。

### 【要領第4条第2項】

工事の性質上、前項の規定により難しいものについては、前項各号にかかわらず予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とることができる。

### 「同条第1項の規定」

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費（契約保証費を含む）の額に10分の6.8を乗じて得た額

### 《最低制限基本価格の算出について》

要領第4条第1項の規定により難しい工事については、次に掲げる額の合計額とする。

#### 『建築工事』 ※建築付帯設備及び外構工事を含む。

- (1) 直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費（契約保証費を含む）の額に10分の6.8を乗じて得た額

#### 『下水道機械・電気設備工事』

- (1) 直接工事費相当額（直接工事費に機器費を加えた額）の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額（設計技術費，現場管理費，据付間接費の合計額）の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費（契約保証費を含む）の額に10分の6.8を乗じて得た額

**最低制限基本価格（税抜）を下記の通り算定する**

最低制限基本価格（税抜）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計（1万円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜）に10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満切捨て）とし、予定価格（税抜）に10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満切上げ）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額（契約保証費を含む）に10分の6.8を乗じて得た額

2 工事の性質上、前項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

**最低制限価格（税抜き）を下記の通り算定する。**

最低制限基本価格（税抜）×無作為（ランダム）係数とする。

○上記の値の予定価格（税抜）に対する割合が10分の9.2を超える場合  
予定価格（税抜）×10分の9.2とし、1万円未満を切捨てとする。

○上記の値の予定価格（税抜）に対する割合が10分の7.5に満たない場合  
予定価格（税抜）×10分の7.5とし、1万円未満を切上げとする。

○上記の値の予定価格（税抜）に対する割合が10分の7.5～10分の9.2の場合  
最低制限基本価格（税抜）×無作為（ランダム）係数とし、1万円未満を切捨てとする。